

スポーツをする場所が日本では圧倒的に足りていない。そして、そのほとんどは自治体が所有する公共スポーツ施設であり、自治体や関係する公益法人などがその管理運営を行っている。大きな赤字を抱え、自治体の財政を圧迫していることも少なくない。また、効率的な管理運営がされていないとの指摘も多い。

そんな中、公共施設の管理運営を営利企業やNPO法人などにも任せ、民間のコスト意識と事業アイデアにより、収益を上げる効率的な管理運営を可能とする「指定管理者制度」が2003年からスタートしてい

SPORTS MUST CHANGE

谷塚 哲



る。当然、スポーツ施設もその対象となっており、プロスポーツから地域スポーツまで、この制度への期待は非常に高い。

従来の業務委託などと違い、施設での事業から得られる収益は原則、施設の管

「指定管理者」理解を

理者（指定管理者）の収入となり、また施設運営のオペレーションも指定管理者に任せられる。今後、スポーツ組織が指定管理者となることは、収益の確保、活動拠点の確保等、非常に有効な制度ではあるといわれて

いるが、うまくいっていないものばかりではない。

問題は大きく分けて二つある。ひとつは、たとえ公共施設の管理運営を広く民間に任せたとしても、公共施設が民間（専用）施設になるわけではない。営利を

目的とする民間事業者がその意味を咀嚼（そしゃく）し、いかに「公共」全体の利益」という施設を民間の手法によって運営していくかがカギとなる。

の制度は従来の委託（上下関係）制度ではなく、「住民サービスの向上とコスト削減」が本来の趣旨であるため、自治体、指定管理者双方が協力し、努力をしていかなければならない。

しかし、指定管理者が金のかからない、単なる下請け業者としか扱われていない感はない。指定管理者（民間事業者）も、もつとこの制度を勉強するべきである。指定管理者になることが決してゴールではない。結局、その意識のずれ

から生じる諸問題が、住民サービスの質の低下を招いているのである。

この制度は、利用制限が多い日本の公共スポーツ施設の現状を考えると、今後スポーツ界にとって必要な制度となるはずである。しかし、制度の根本はあくまでも「施設管理」であり、「優先使用权の確保」ではない。また自治体との十分な協議も必要である。その意味を十分理解しなければ、スポーツ組織にとって、この制度は重荷でしかないことを改めて強調しておきたい。（REGIS TA 有限責任事業組合代表）

隔週土曜日掲載